

令和2年11月24日火曜日

ふるさと納税事業者の仕入先における不適正表示について（ご報告）

本市のふるさと納税協力事業者（株式会社ネクサ。以下「ネクサ」という。）に納品していた大分市の食肉販売業者（有限会社ヨシモリ。以下「ヨシモリ」という。）が、令和2年10月30日付で、大分県からは「食品表示法」規定に基づく「指示」の行政指導を、さらに農林水産省から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」規定に基づく「勧告」を受けたことが判明し、本市として対応を協議してまいりました。下記の通り、今後の対応等が決定しましたので、ご報告いたします。

1. ネクサ・ヨシモリへの聞き取り調査の実施

- ・寄附者に対して、異なった個体識別番号の返礼品を配送した。
- ・ヨシモリー社のみで行った行為であり、ネクサの関与はなかった。

2. 今後の対応

- ・対象者に市とネクサからお詫びの手紙及び再配送のご案内を送付。
(対象者の方には令和3年1月末までにご案内を差し上げます。)
- ・同じ返礼品、またはおおいた和牛で同価値の返礼品を選択していただく。
- ・費用負担は、すべてヨシモリの負担。

3. 再発防止について

ネクサからの改善案

- ・牛トレーサビリティの社内管理フローの見直し
- ・入荷・加工・出荷の際に画像と出荷台帳で管理
- ・内部監査役の設置
- ・当面の間、市へ毎月資料の提出

本市として、ネクサに対し、嚴重注意をいたしました。最後に、寄附者の皆様に改めてお詫び申し上げますとともに再発防止に向けて事業者への管理を強化してまいります。

※ネクサ・ヨシモリの名前の公表は、両社から承諾を得ています。

担当：ブランド推進課ブランド推進係
電話番号：0972-22-3486（直通）